

随意契約変更公表調書

件名	広報せと等配達業務委託		
変更契約日	令和 5年 9月 29日		
履行場所	瀬戸市全域のうち、瀬戸市が事前に通知した区域		
契約業者	20025232-0 公益社団法人瀬戸市シルバー人材センター 愛知県瀬戸市東権現町5-1		
契約の相手方とした理由	高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的な就業、又は軽易な業務を提供でき、高齢者の就業の安定その他福祉の増進に関する事業を行う団体、かつ地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内唯一の団体であるため。		
契約区分	単価契約（単価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約3号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当）		
業種	その他の業務委託等		
担当課	シティプロモーション課		
変更の内容	別紙のとおり		
変更前契約期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで		
変更後契約期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 9月 30日 まで		
変更前契約金額	*****		
変更後契約金額	*****		
増減額	*****		
変更の理由	別紙のとおり		

当初受付番号 5-000697

変更受付番号 5-001852

契約番号 5-080574-0

別紙

件名	広報せと等配達業務委託
----	-------------

変更内容	契約期間の終了日を令和6年3月31日から令和5年9月30日に改める。
------	------------------------------------

当初契約の時点では、インボイス対応に伴う10月以降の事務費の率が確定していなかったが、9月になって事務費の率が確定し、適切な価格で委託を行う必要があるため、原契約の契約期間を9月末日までに変更する。また、厚生労働省より「シルバー人材センター会員の受け取る配分金が最低賃金を下回ることとならないよう、地方公共団体が発注する業務について、適正な価格設定をすることにより、シルバー人材センターの安定的な事業運営を継続させていくこと」との指針が示されており、これを満たすために今回の事務費の改定が必須である。なお、シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に基づく公益社団法人であり、市からの補助も受けて事業を行う公共的団体であるため、営利企業とは性質の異なる団体である。